

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和7年8月29日(金) 開会 午後 2時30分 閉会 午後 3時35分																																																						
2 ところ	徳島市役所 13階 第一研修室																																																						
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治																																																						
4 出席者	<p><農業委員></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>2番委員</td><td>瀬畠 俊夫</td><td>3番委員</td><td>佐野 泰弘</td><td>4番委員</td><td>野口 俊廣</td></tr> <tr><td>5番委員</td><td>大貝 美治</td><td>6番委員</td><td>金澤 敬治</td><td>7番委員</td><td>宮崎 学</td></tr> <tr><td>8番委員</td><td>久米 裕純</td><td>9番委員</td><td>川人 泰博</td><td>10番委員</td><td>佐々木永薰</td></tr> <tr><td>11番委員</td><td>板東美佐緒</td><td>12番委員</td><td>坂東 賢二</td><td>13番委員</td><td>石田 幸夫</td></tr> <tr><td>14番委員</td><td>植田美恵子</td><td>15番委員</td><td>廣瀬 長市</td><td>16番委員</td><td>谷川 興一</td></tr> <tr><td>17番委員</td><td>鎌田 良仁</td><td>18番委員</td><td>政岡 茂</td><td></td><td></td></tr> </table> <p><農地利用最適化推進委員></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1番委員</td><td>武市 直樹</td><td>2番委員</td><td>安廣 貴明</td><td>4番委員</td><td>山本 美香</td></tr> <tr><td>5番委員</td><td>長谷川豊司</td><td>6番委員</td><td>桑野 欣伸</td><td>10番委員</td><td>奥田 雅之</td></tr> <tr><td>13番委員</td><td>岡田 敏明</td><td>16番委員</td><td>美間 亮</td><td></td><td></td></tr> </table>	2番委員	瀬畠 俊夫	3番委員	佐野 泰弘	4番委員	野口 俊廣	5番委員	大貝 美治	6番委員	金澤 敬治	7番委員	宮崎 学	8番委員	久米 裕純	9番委員	川人 泰博	10番委員	佐々木永薰	11番委員	板東美佐緒	12番委員	坂東 賢二	13番委員	石田 幸夫	14番委員	植田美恵子	15番委員	廣瀬 長市	16番委員	谷川 興一	17番委員	鎌田 良仁	18番委員	政岡 茂			1番委員	武市 直樹	2番委員	安廣 貴明	4番委員	山本 美香	5番委員	長谷川豊司	6番委員	桑野 欣伸	10番委員	奥田 雅之	13番委員	岡田 敏明	16番委員	美間 亮		
2番委員	瀬畠 俊夫	3番委員	佐野 泰弘	4番委員	野口 俊廣																																																		
5番委員	大貝 美治	6番委員	金澤 敬治	7番委員	宮崎 学																																																		
8番委員	久米 裕純	9番委員	川人 泰博	10番委員	佐々木永薰																																																		
11番委員	板東美佐緒	12番委員	坂東 賢二	13番委員	石田 幸夫																																																		
14番委員	植田美恵子	15番委員	廣瀬 長市	16番委員	谷川 興一																																																		
17番委員	鎌田 良仁	18番委員	政岡 茂																																																				
1番委員	武市 直樹	2番委員	安廣 貴明	4番委員	山本 美香																																																		
5番委員	長谷川豊司	6番委員	桑野 欣伸	10番委員	奥田 雅之																																																		
13番委員	岡田 敏明	16番委員	美間 亮																																																				
5 欠席者	<p><農業委員></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1番委員</td><td>岸本 昇</td><td>19番委員</td><td>市岡 沙織</td></tr> </table> <p><農地利用最適化推進委員></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>3番委員</td><td>宮本 忠佳</td><td>14番委員</td><td>鈴木 隆大</td><td>15番委員</td><td>廣瀬 佳輝</td></tr> </table>	1番委員	岸本 昇	19番委員	市岡 沙織	3番委員	宮本 忠佳	14番委員	鈴木 隆大	15番委員	廣瀬 佳輝																																												
1番委員	岸本 昇	19番委員	市岡 沙織																																																				
3番委員	宮本 忠佳	14番委員	鈴木 隆大	15番委員	廣瀬 佳輝																																																		
6 欠員	なし																																																						
7 傍聴者	なし																																																						
8 議事	<p>付議案件 (全体議案)</p> <p>第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画) の変更に係る意見決定について</p> <p>第2号議案 令和8年度に向けた農業施策等の市長提言(案)について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第5号議案 非農地通知の審議について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について</p> <p>第7号議案 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の案について</p> <p>報告事項 (農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 農地であることの証明について 																																																						

(開会 午後2時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願ひします。

議長 ただ今から、令和7年8月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号1番岸本昇委員、議席番号19番市岡沙織委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号10番佐々木永薰委員と、議席番号2番瀬畠俊夫委員の両名を指名します。よろしくお願ひします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。

第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について説明いたします。先に送付しております右肩に第1号議案と書いてある資料を御覧ください。第1号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があつたため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和7年6月締切分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は次のページの地域計画に係る変更一覧（令和7年6月締切分）のとおりで、多家良・南井上・勝占・上八万・不動・一宮下町地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の減少等を反映した地域計画の変更案が提出されております。協議の場において、18、19番の下町地区については、松浦推進委員さんから「この地区は、大雨の時、道路、水田が水の浸かる場所と思われます。パネルが浸かった場合、電流が流れ危険と思うのでパネルの高さに注意が必要と思います。また、使われなくなった時の撤去条項を付けるべきと考えます。」との意見書が農林水産課に提出されております。これについて農林水産課が申請者に確認し、松浦推進委員さんに説明したことです。そこで事務局から松浦推進委員さんに確認したところ、地域計画からの除外については了承しており、特別に農業委員会として意見を付してもらう必要はないとのことでした。

今後のスケジュールですが、9月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、9月30日に地域計画変更公告となります。地域計画変更後、農地転用及び非農地証明の申請が可能となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんに対し郵送による意見聴取がなされており、地域計画からの除外について了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案の通り認めることが適當と思われます。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はございませんか。

それでは特ないようでございますので、採決いたします。第1号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定については、案に異議なしとして、承認することに異議ございませんか。

- 全委員 異議なし
- 議長 異議がないということで、第1号議案については、案に異議なしとして承認することといたします。続いて第2号議案、令和8年度に向けた農業施策等の市長提言（案）についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、第2号議案、令和8年度に向けた農業施策等の市長提言（案）について説明いたします。今年度につきましては、来月の総会の前、9月29日午後1時半から、遠藤市長に対して、会長はじめ役員有志により提言書を提出する予定となっております。それでは、中身について説明します。1ページを御覧ください。
1 「市街地農業への支援について」ということで読みます。

—— 第2号議案 提言案1番 朗読 ——

昨年に引き続いているところずっとですが、今回も委員さんから意見が挙がりましたし、地域計画座談会でも市街化区域では、この問題が出てくるようです。また、市議会でも度々あげられる案件で、農業委員会の姿勢も問われておりますので、今回も提言したいと思います。この都市農業振興基本法の地方計画を策定しているのは、ほぼ都市近郊でほとんどが生産緑地制度とセットで取り組んでいるようです。今回は地方計画を立てて云々は言わずに、昨年度末に改定した市の農業振興ビジョンでの市街地農業の支援という項目に言及して、何かしらの支援を引き出せないものかと考えております。

(2)は、難しいとは思いますが、これが本来の目的であり、意思として伝えておくべきであると考え、引き続き提言するものです。次の提言に移ります。2ページを御覧ください。

2 「遊休農地の発生防止及び解消に向けた取組みについて」ということで読みます。

—— 第2号議案 提言案2番 朗読 ——

(1)は、5月の総会の時に、この県の支援策について少し案内させてもらいましたが、活用は少ない状況です。この度、沖洲では、1haを越える遊休農地の解消をしたにもかかわらず、周知が十分できていないこともあって事業に乗れなかったり、また、自分で重機など活用して解消しても工事費の根拠がないということで認められないなど、条件の部分で現場が改善しても支援を受けられない状況が生じております。また、今年度から10a当りの支援上限額が、市の振興品目であれば7万円から14万円になるという措置が行われましたが、重機を用いる場合はやはり足りない金額ともなります。これをうけて、既存の事業の周知の強化ともう少し活用しやすい市独自の支援策の実施を求めるものです。

(2)は、2年前に提言しましたが、返事を聞く意味も込めて、再度提言するものです。

(3)は、今回、委員さんからも意見ありまして、農地の畔を除去して1枚にすることは、農地集積をすすめる上で効率化が図られる他、狭い農地や道が隣接していない農地などの解消が図られて受け手も付きやすくなり、遊休農地発生防止につながります。そこで、農地の貸借売買が行われる際の、特にコンクリートの畔の除去を想定した支援策を求めるものです。国や県に畔の除去を行える事業はあるのですが、個人での取

り組みは難しく、地域全体の計画が必要だったり、もう一つ組織で新技術の取組みが必要だったりとそうすぐに取り組める事業がございません。しかも交付金も少額です。そんな中、愛媛県松前町や岡山県倉敷市など複数の市町村が畦畔除去だけを対象とした独自の支援をしているのを見つけましたので、これも参考に提言してみるとしました。次の提言に移ります。3ページを御覧ください。

3「担い手の育成・支援について」ということで読みます。

—— 第2号議案 提言案3番 朗読 ——

(1)は、コメはどうなるかわかりませんが、これまで農産物全般にコスト高騰の販売価格への転嫁が進んでいないことをうけて、適正な価格形成が進むまで、市へ物価高騰対策支援をお願いするものです。

(2)は、委員さんから聞いたところでは、これまで水稻の殺虫剤のドローンでの空中散布を、JA徳島市が民間企業に委託して実施していたのですが、技術者がいなくなつて業者がドローンの扱いが出来なくなったことで、現在JA徳島市が色々と考慮しているそうですが、一つの案として、独自にドローンを購入して、アグリサポートなどで活用するということも検討しているという情報をいただきました。なので、これら導入費の支援策(県単)の周知や独自のドローン免許取得補助なども含めた支援策の充実をお願いするものです。

(3)は、これまで同様の提言をしたことはありますが、今現在、新規就農の事業については、国の事業活用しか見られませんが、アフターフォローも含めて、継続して農業をしてもらえるような支援をお願いするものです。

(4)は、よく皆様の意見の中にも出てきますが、なかなか個人経営では限界があり、農家では後継者も育ちにくい環境の中で、農業法人がやはりこれからは必要で、法人を地域に根付かせ、伸ばしていくのは大切な取組みの一つと考えられることから、抽象的な内容ではありますが、認識を持ってもらうためにも提言するものです。

以上、第2号議案の説明を終わります。よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、何か御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので採決いたします。第2号議案、令和8年度に向けた農業施策等の市長提言については、原案どおりの内容で提言を実施することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということで、第2号議案については承認することに決定いたしました。なお、提言に対する回答につきましては、11月総会での報告を予定しております。

それでは、これより農地議案の審議に入ります。第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可

の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後9aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーやカリフラワーの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、多家良地区で新規就農面談を行いました。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆の持分1/4を贈与により所有権を移転するものです。贈与後は譲渡人の持分は1/4→0に、譲受人の持分は3/4→4/4となります。譲受人の耕作面積は、許可後26aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後255aに至り、譲受人は対象地において、れんこんの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農地8筆を贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後139aに至り、譲受人は対象地において、水稻やブロッコリーの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農地10筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後654aに至り、譲受人は対象地において枝豆やブロッコリーの栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後123aに至り、譲受人は対象地において枝豆やほうれん草の栽培を行うとのことです。

第3号議案は以上6件で、対象地は、田13,550m²、畠11,347m²、合計24,897m²です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の瀬戸畠委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

瀬戸畠委員 今月20日の午後14時15分より、1番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、武市推進委員、安廣推進委員と私の委員3名、譲受人側1名、事務局2名の6名です。

譲受人は、退職を機に、自宅の近くで農業をしてみたいと考え、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、父親が農業をしており、周辺の農家に、営農の方法は聞きながら行つていきたいとのことで、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、カリフラワーやブロッコリーなどの野菜の栽培から始めて行きたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法

第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページを御開きください。まず、地域計画との関係ですが、今月の5条許可申請は、全ての案件で地域計画の除外済みです。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、自動車修理業を営んでいる譲受人が露天車両置場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、建築業を営んでいる借人が、露天資材置場に転用するものです。

3番、4番は転用目的が同じのため、併せて説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。3番は所有権移転、4番は賃貸借権を設定し、自動車販売業を営んでいる転用者が自動車販売店舗及び自動車整備工場に転用するものです。なお、4番の申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

5番の申請地は、集団農地かつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請地は、50m以内に9戸の住宅があることを現地で確認しております。使用貸借権を設定し、鉄骨製缶の請負業を営んでいる借人が露天車両置場に転用するものです。

続きまして6番の説明に移ります。6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が宅地の敷地拡張で露天駐車場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済であり、転用規模が大規模である2番、3番、4番と農地区分が甲種農地である5番案件については地区審査を実施しました。

第4号議案は全6件で、地目は、田4,508.98m²、畠350m²で、合計4,858.98m²です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場2,211.98m²、その他施設用地2,647m²となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 今月18日の午後2時から、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、山本推進委員と私の3名と転用者側1名、事務局2名の6名です。

申請対象の農地は、西須賀町鶴島にあり、第2種農地に区分されるとのことです。賃貸借権を設定し、借人が露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、碎石で盛土し、転圧整地をします。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことと、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。続きまして3番、4番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の石田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

石田委員 今月13日、午前10時から3番と4番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、廣瀬委員、鈴木推進委員と私の委員4名、転用者側1名と事務局2名です。

申請地は、川内町鈴江南にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、3番は所有権を移転、4番は賃貸借権を設定して、転用者が自動車販売店舗及び自動車整備工場に転用するものです。造成については、すでに利用している隣接地と同じ高さまで盛土し、周囲には排水用のU字側溝と擁壁を設置します。排水については、浄化槽と集水池を設置し、東側水路へ放流するため、管轄する土地改良区の意見書及び同意書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。続きまして5番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 去る4月17日、午前10時から5番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、石田委員、植田委員、鈴木推進委員、廣瀬推進委員と私の委員5名、転用者側1名と事務局2名の8名です。

申請地は、川内町富吉にあり、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、使用貸借権を設定して、借人が露天車両置場に転用するものです。造成については、併せて利用する資材置場と同じ高さまで盛土して碎石を敷き、周囲にはフェンスを設置します。排水については、雨水のみで地下浸透及び、隣接する水路に放流するとのことで、管轄する土地改良区の意見書及び同意書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法

第5条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書4ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、8月15日に岸本委員、瀬畠委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

2番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、8月20日に瀬畠委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員3名、事務局2名で現地の状況を確認しております。2番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

3番は、上八万地区で、所有者から通知願があったため、8月14日に川人委員、奥田推進委員の委員2名、事務局2名、申請者側2名で現地の状況を確認しております。3番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

4番は、上八万地区で、所有者から通知願があったため、8月14日に佐々木委員の委員1名、事務局2名で現地の状況を確認しております。4番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第5号議案は、以上4件で、対象地は田1,522m²、畑346m²、その他287m²、合計2,155m²です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第6号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始し

ます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書5ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は12筆、14,057m²で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第6号議案は以上1件で、対象地は畠14,057m²となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第7号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書6ページを御覧ください。全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。

今月は、賃貸借権が39件、使用貸借権が25件の合計64件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から4番が、多家良地区6筆・4件、5番が、上八万地区1筆・1件、6番から26番が、不動地区89筆・21件、27番から39番が、応神地区38筆・13件、40番から48番が、川内地区13筆・9件、49番から51番が、国府地区3筆・3件、52番から54番が、南井上地区14筆・3件、55番から64番が、北井上地区22筆・10件となっております。

権利設定については以上で、田16筆14,795m²、畠170筆175,790.56m²の合計186筆190,585.56m²となります。

第7号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということで、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書16ページから18ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得9件受理しました。

議案書19ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。7件受理しました。

議案書20ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。5件受理しました。

議案書21ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。4件受理しました。

議案書22ページを御覧ください。5番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和7年8月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は9月29日月曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。